

用具検査規程

第1回改正 令和6年2月22日

一 得物（エアソフト剣）の規定

本協会公式戦において、得物として使用できるのは以下の仕様に従い製造されたエアソフト剣とする。

① 総則

（1）硬質材料で作られた筒状の内芯と、この内芯に開口部を密着するように取り付けられた密封性および伸縮性をもった材料で作られた袋状の刀身部を備え、前記刀身部に気体を詰めて空洞を作ることによりなる構成となっていること。

（2）刀身部は、硬質材料で作られた筒状の内芯と、そこに開口部を密着するように取り付けられた密封性および伸縮性をもった材料で作られた風船構造の中袋と、この中袋を覆うように前記内芯に密着するように開口部を取り付けた密封性および微小な伸縮性をもった材料によって作られた外袋とを備え、前記中袋および前記外袋に気体を詰めて空洞を作ることによりなる構成となっていること。

（3）刀身部の安定性向上と気体の漏れ防止のため、硬質材料で作られた筒状の内芯上部に、内芯を覆うように密着させた軟質な素材によって作られた外芯構造を設け、中袋及び外袋を内部から押さえる構造となっていること。なお外袋は刀身部の形を整えられるよう、伸縮性の微少な素材で作られた袋とするのが望ましい。また、中袋内部の圧力を刀身部と中袋との間の圧力より高くすると、より刀身部の安定性が増すので望ましい。

（4）グリップ部は刀身部に含まれない内芯の下部を軟式かつ伸縮可能な素材で覆うことにより形成する。

（5）内芯の下端に刀身部の内部に気体を供給する供給穴を設ける。供給穴は、刀身部内部に気体を供給できるが、刀身部からの気体の洩れを防ぐバルブを備えた構成とされていること

（6）槍・棒・杖については、刀身部の端部に雄ねじがあり、雌ネジ構造を備えたジョイント部ないし柄と結合できる構造となっていること。

② 具体的構造

図1はエアソフト剣の内部構造を可視化したものである。

図2はエアソフト剣の付属パーツと、それらを取り付けた際の完成イメージ図である。

図3はエアソフト槍、棒、杖に用いる穂先部分の概要図である。

図中Aは内芯であり、塩化ビニル管など密閉性の高い、硬質な筒状のものを利用する。刀身部の形状安定と使用時におけるエアソフト剣の性能を最大限発揮するため、Aに密着させるように軟質の芯材を設置する（図中B）。

図中CはBの固定と、刀身部の形状安定のために設置した芯材であり、Bとともにエアソフト剣の外芯構造をなす。Bよりも密閉性が高く、やや硬質な素材を用いるのが好ましい。芯材Bからはみ出すことのないよう内芯Aの先端部に取り付けた図中Dは、内芯Aと芯材Bの衝突によって芯材Bが摩耗することを防ぐための機構であり、シリコンチューブ等軟質で伸縮可能な素材が用いられていること。

内芯Aの下部には、刀身部の内部に気体を供給する供給穴を設ける。刀身部からの気体の洩れを防ぐため、バルブFを設ける。バルブを取り付ける際に気体が洩れないよう、ゴム材等で密閉されていること（図中E）。

Cの下部に開口部が密着するように密封性及び伸縮性を持った材料で作られた風船構造の中袋（図中G）を設置する。

内袋Gと芯材Cの接着面は接着剤や密閉性の高いテープで十分に密着させ、気体が漏れることを防ぐ必要がある。

図中Hは密封性および微小な伸縮性をもった材料によって作られた外袋である。

刀身部の形を安定させ、整える役割を持つ機構であるため、伸縮性の微小な素材を用いるのが好ましい。刀身部を構成するAの上部分とBCDGのすべての機構を覆い、その開口部は刀身部に含まれない内芯Aにテープ等で固定する（図中I）。

テープ等で外袋Hを固定した図中Iの部分シリコンチューブ等伸縮性のある摩擦係数の高い素材で覆うことによってグリップ部（図中J）を構成する。

これにより、外袋Hの固定がより強固にされているだけでなく、ソフト剣を把持した際のすべり止めの役割も担う機構となっていること。

つば(図2中K)とキャップ（図2中L）が取り付けられていること。

なお、キャップLは剣を把持した際にバルブが外部に突出していることから生じる怪我等のリスクを防ぐことに適したものであること。

槍や棒、杖を構成する穂先については、下記の通り説明される構造であること。

図3中の甲は図1に示したエアソフト剣の内部構造のうちJを取り付けていない状態である。なおこの際外袋Hはまだ中芯Aに固定していない状態である。刀身部を構成しないAの下部に重ねるようにAより太い塩化ビニル管等でできた硬質なパイプ（M）を取り付け、さらにバルブソケット（N）を取り付けたものが図3中の乙である。

Mにはを構成した際と同じ様に外袋Hを固定する。その上に紐（O）を巻き、熱収縮チューブPで覆い、熱することで形を整える。

図4左に示すのは槍と棒の組み立てをイメージしたものである。

穂先の雄ねじQを柄の端部の雌ねじRにはめ込めば、エアソフト槍として使用することができ、図4右に示すように2本の穂先の雄ねじ（R）をジョイントに搭載した2箇所雌ねじ（S）にはめ込めば、エアソフト棒として使用することができる。

なおエアソフト杖の構造は棒と同様であるため省略する。

③各得物の標準仕様

(1) 小太刀

空気を入れた状態で 220g 以下とする。

グリップ部はキャップを付けた状態で17cm以下とする。

刀身部は空気を入れた状態で45cm以下とし、グリップ部と合わせて60cm以下とする。

(2) 長剣

空気を入れた状態で 360g 以下とする。

グリップ部は空気を入れた状態で28cm以下とする。

刀身部は空気を入れた状態で72cm以下とし、グリップ部と合わせて100cm以下とする。

(3) 槍

柄と1本の穂先で構成された物で、合計の長さが 200 cm以下とする。

なお、柄の部分は108cm以下とする。

穂先は空気を入れた状態で、刀身部72cm以下とし、グリップ部はねじ部分を除いて20cm以下とする。

(4) 棒

2本の穂先をジョイントでつなぎ合わせて構成された物で、合計の長さが200 cm以下とする。

なお、ジョイント部の長さは17cmとする。

穂先部分の規定は槍と同様とする。

(5) 杖

2本の穂先をジョイントでつなぎ合わせて構成された物で、合計の長さが140 cm以下とする。

なお、ジョイント部の長さは棒同様17cmとする。

穂先は空気を入れた状態で、刀身部43cm以下とし、グリップ部はねじ部分を除いて17cm以下とする。

(6) 短刀

空気を入れた状態で 200g 以下とする。

グリップ部は空気を入れた状態で17cm以下とする。

刀身部は空気を入れた状態で28cm以下とし、グリップ部分と合わせて45cm以下とする。

(7) 測定誤差

なお各得物において1cmまでの測定誤差は許容の範囲内とする。

二 防具に関する規定

本協会公式戦において、得物として使用できるのは以下の仕様に従い製造された楯ないし面であることとする。

(1) 楯

軟質の緩衝材を軟質の素材で覆い、上底15cm、下底22cm、高さ43cm、幅5cmの台形四角柱にしたものに3箇所の持ち手を設けたもの。持ち手は楯の側面に内側から縫い付けられているものであること(図5参照)。図5左は楯を正面から見た際のイメージ、正面図の上下はそれぞれ楯の上面と底面のイメージ図であり、その中心には空気口が備わっていること。図5中央は楯の側面図であり、図5右は裏から見たイメージ図である。

(2) 面

顔面以外の頭部を軟質素材で覆い、顔面を硬質の素材で覆うもので、周囲に危害を加えるような突起物などが付いていないものとする。

①旧面

フェイスガードは周囲80cm、最上部長さは28cmのものとし、目元に最小部3cm、最大部3.8cm、横16cmの開口部を、口元に上底10cm、下底7cmの台形、高さは3.5cmの開口部を設けたものとする。(図6A参照)

なお、目元の開口部については、強度のある紐で得物の侵入を防止する措置がなされていること。

②新々面・新面

フェイスガードは周囲85cm、最上部の長さは28cmのものとし、図6B、図7の通りの楕円形の開口部を3か所ないし6か所設けたものとする。

三 細則

(1) 得物外袋

ポリエステルスパン糸(縦糸においてJIS規格60番、横糸においてJIS規格40番)で筒上に織布されたものとする。側面に縫い目のないものであること(2枚の布を縫い合わせて筒状にしたものは不可)

(2) 得物中袋

0.5mm厚の天然ゴムにて盲管上に生成されたものとする。

(3) 得物つばおよび新面(フェイスガード部分以外)

ネオプレーンスポンジ素材(15mm厚)であるものとする。

(4) 楯

ウレタン素材の緩衝材を0.5cm厚のターポリン生地で覆ったものとする。

(5) 面(フェイスガード部分)

ポリカーボネート素材であるものとする

四 検査用法

(1) 本協会公式戦において、大会審判長は、出場する選手の得物および防具について、長さの計測、重さの計量、触診による素材の確認など、適宜の方法により、得物および防具が本規程に適合したものであるか確認するものとする。

(2) 大会審判長は、出場する選手の得物および防具について、本規程に適合するものであるか確認できないときは、当該得物および防具について、使用を禁止することができる。

(3) 大会審判長は、第1項の確認について、他の審判ないし検査役にこれを委任することができる。

五 改定

本規程の改定は理事会決議によるものとする。

ただし、第3条の細則については、第1条および第2条に反しない限度で、理事長が変更できるものとする。この場合は、変更後、最も近接した理事会において、報告することを要する。

图1

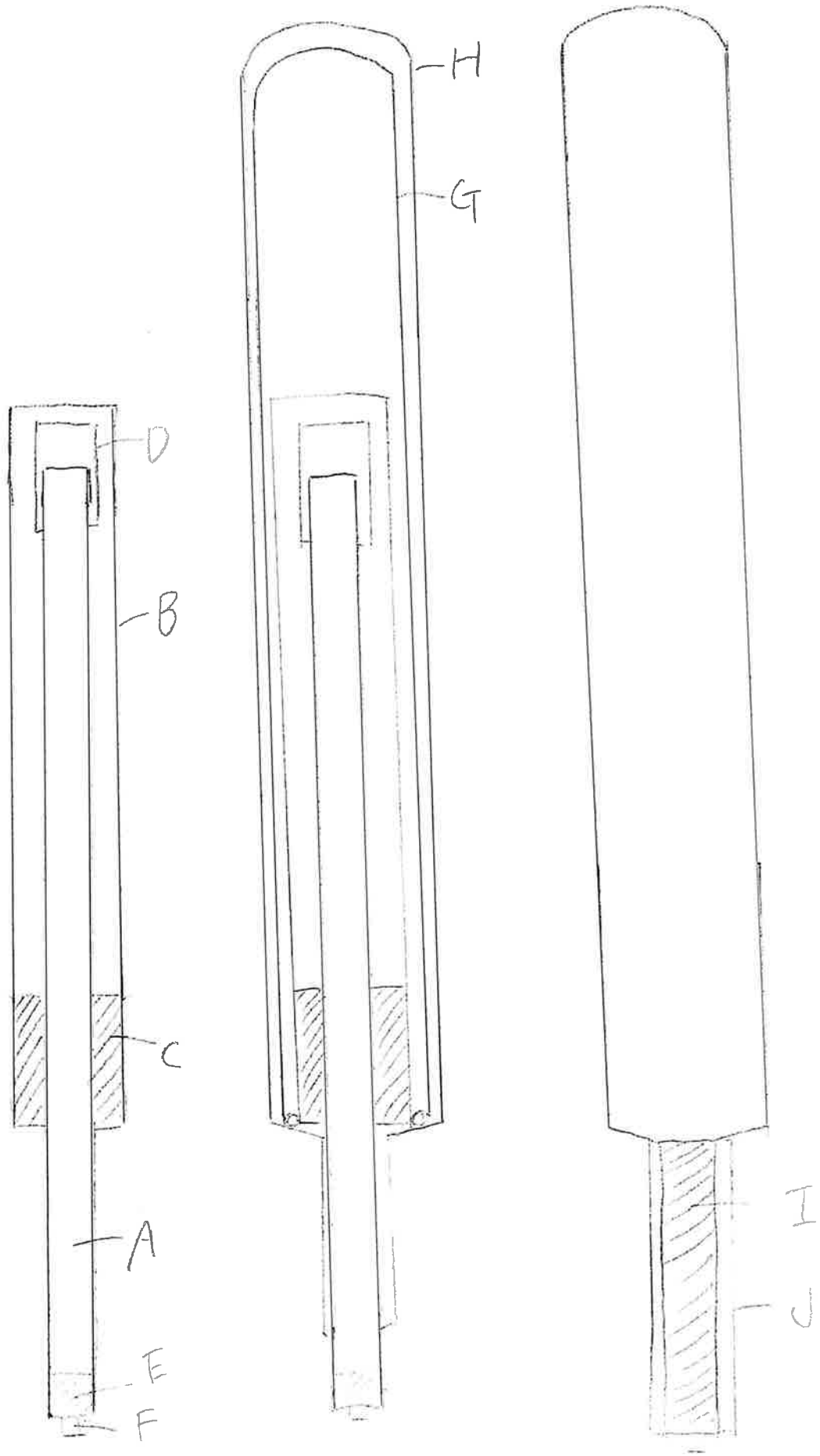


图2

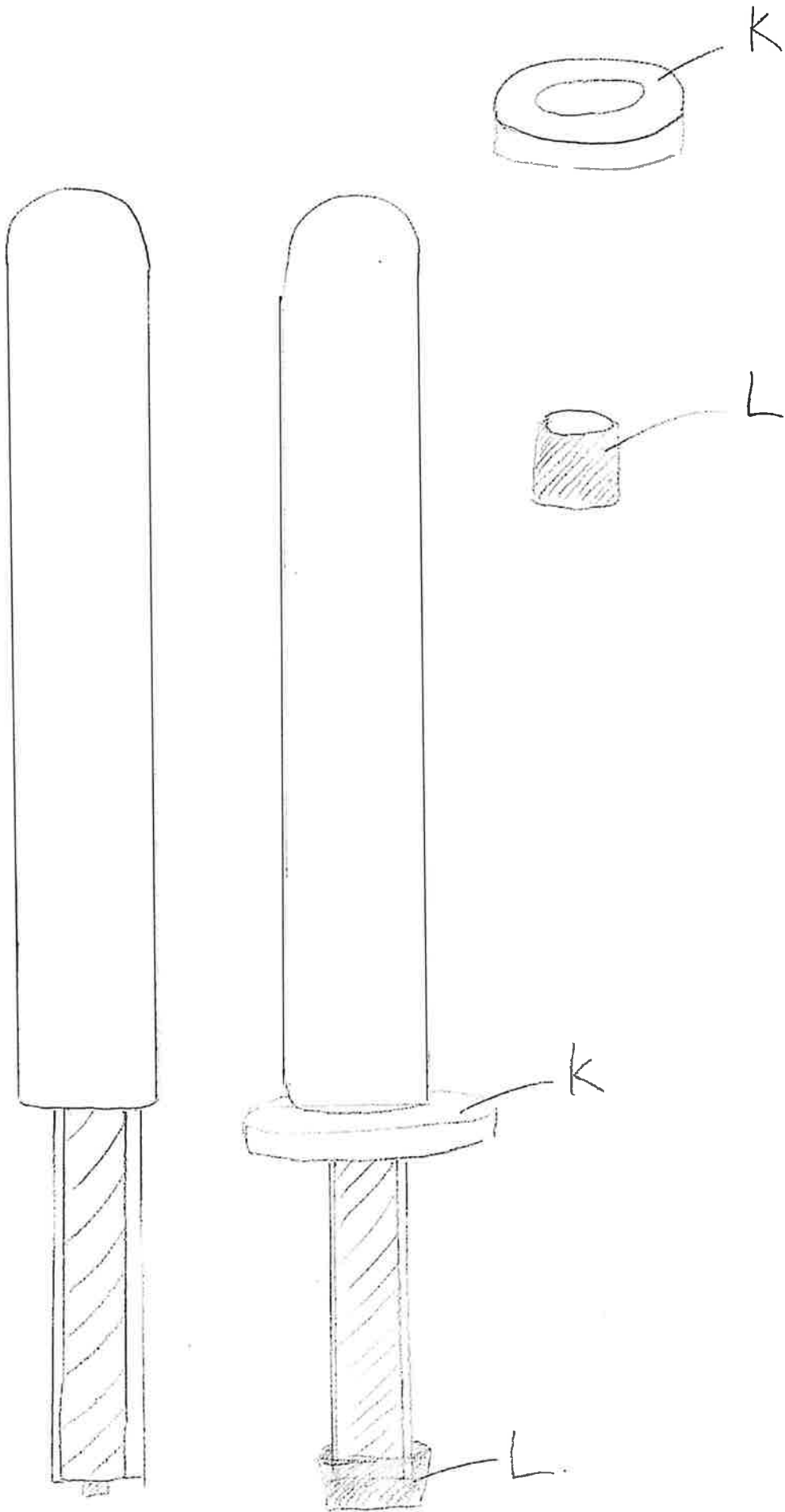


图3.

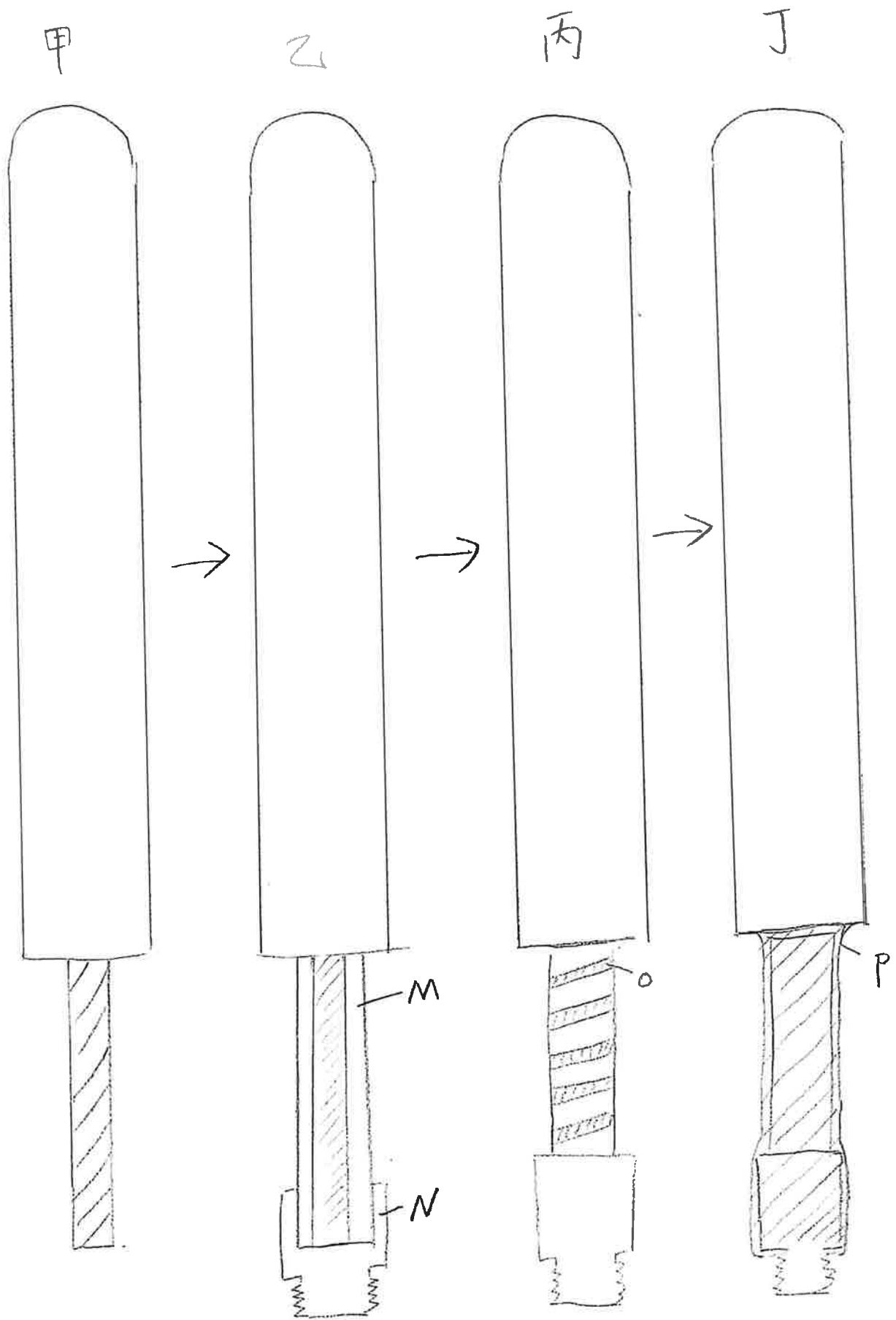
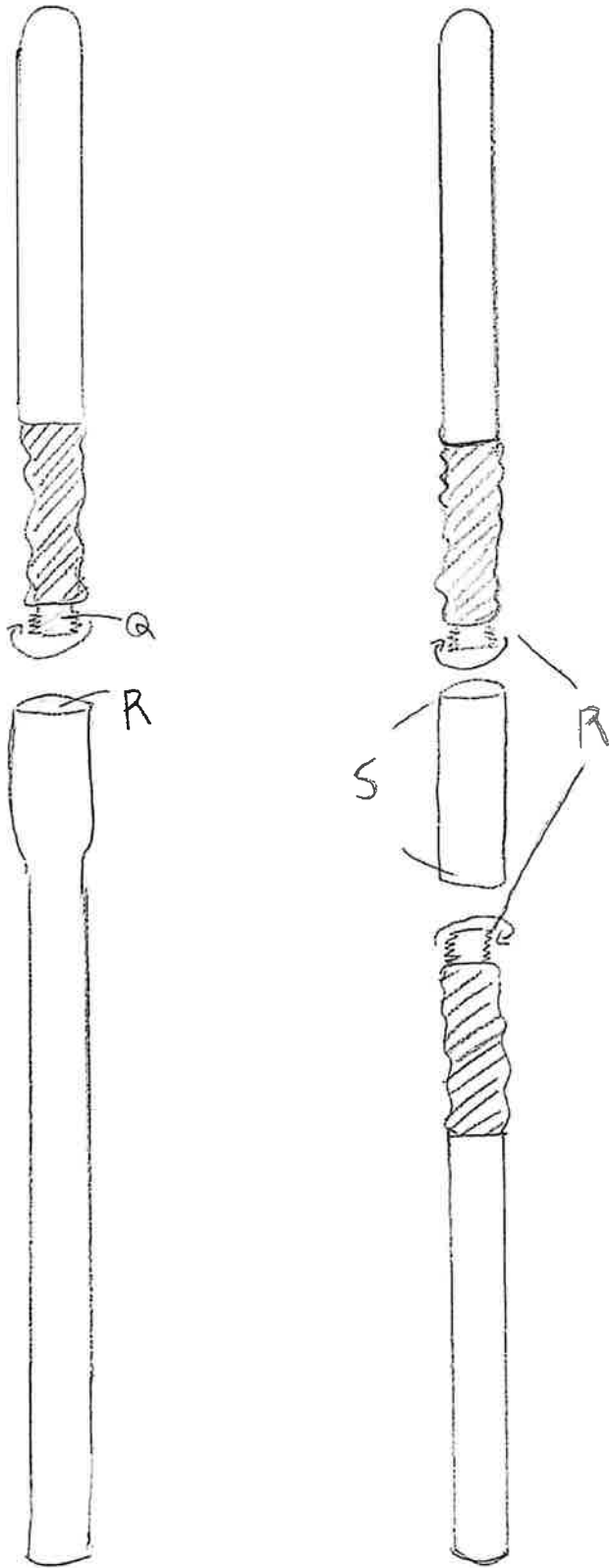
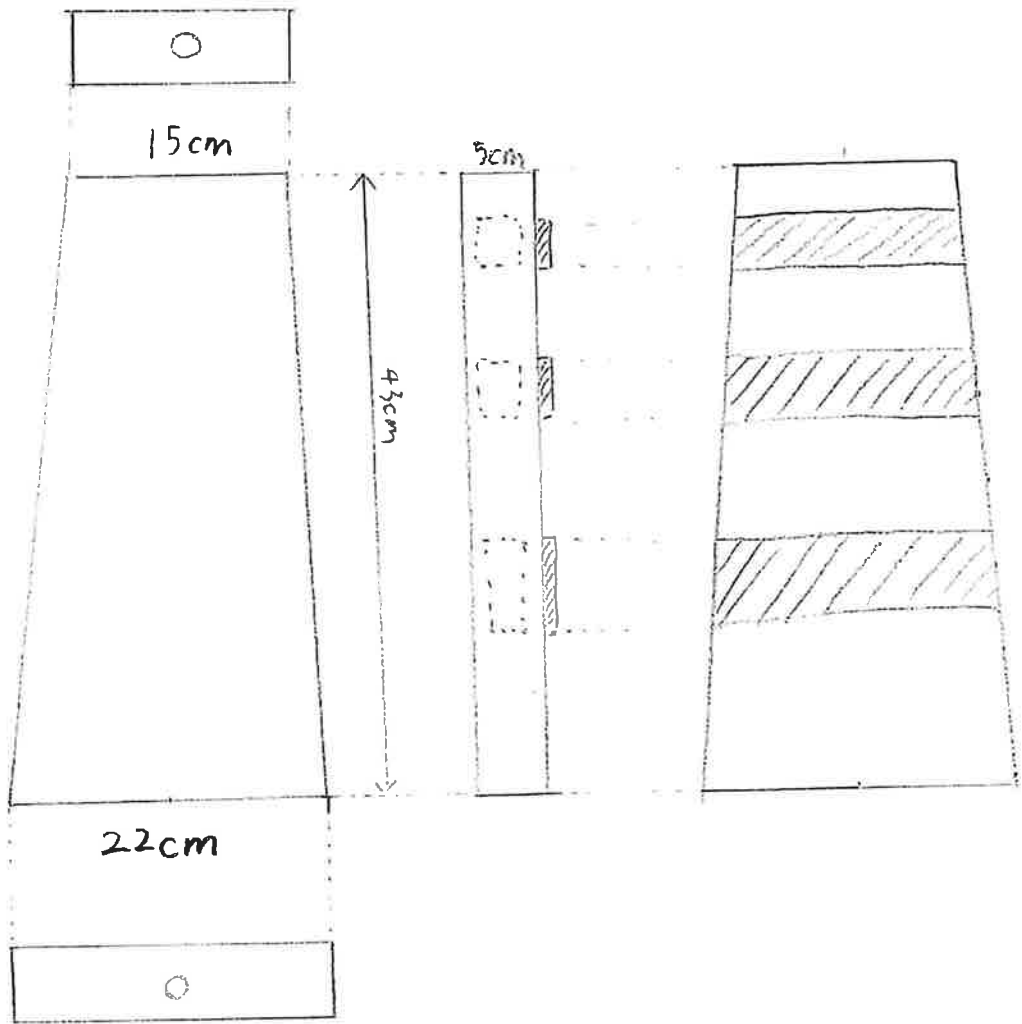


图4



5



6.

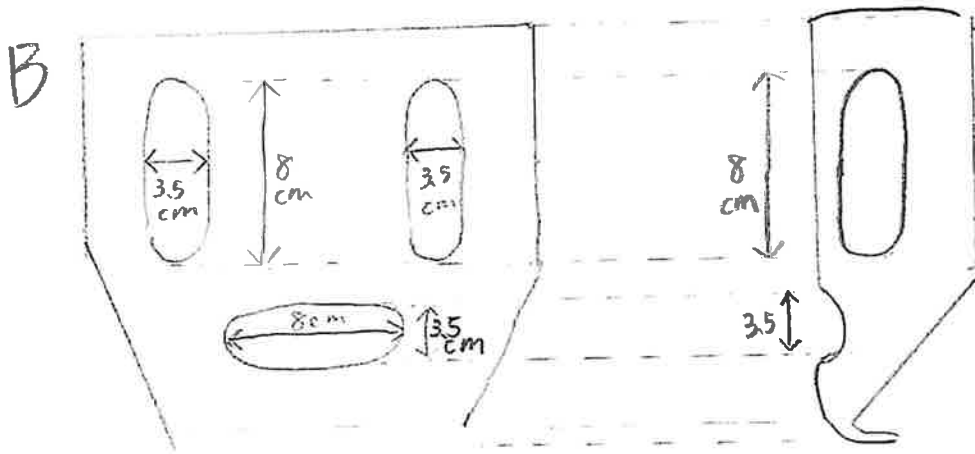
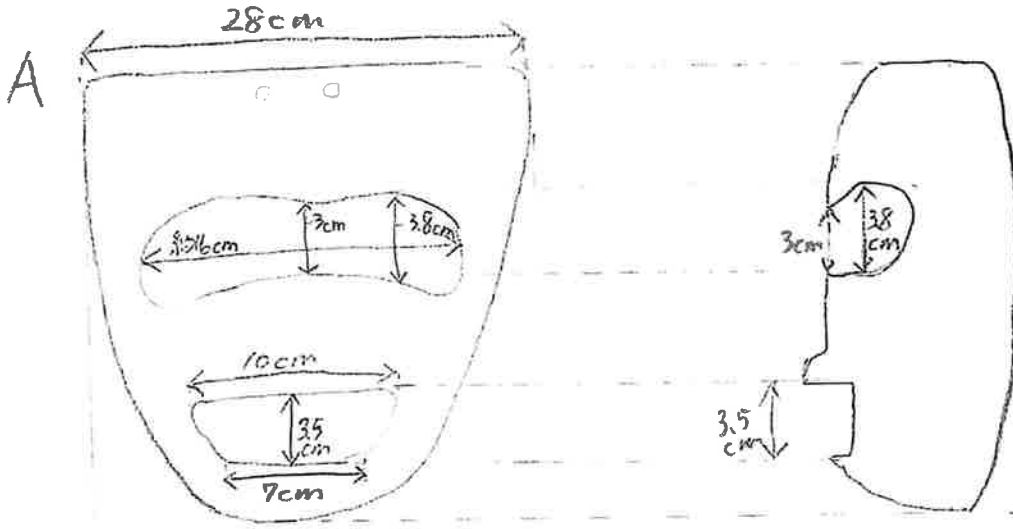


图 7.

